

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の趣旨

近年、社会経済環境の変化やライフスタイルの多様化などに伴い、食生活においては栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身傾向などの問題に加え、「食」の安全という新たな問題も生じています。また、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機的な状況にあります。

こうした状況の中、国は、食育*¹を国民運動として推進するため、平成17年6月、「食育基本法」を制定し、これを受けて茨城県においても、平成19年3月に「茨城県食育推進計画」を策定し、健全な食生活の実践、食料生産への理解、食文化の継承、食品の安全確保といった「食」をキーワードに様々な施策を横断的に表し、関係者の共通認識と事業連携を図ってきました。そして、これまでの取り組みの成果を踏まえ、平成23年4月に「茨城県食育推進計画（第二次）」を策定し、あらゆる世代のライフステージに応じた間断ない食育を推進する「生涯食育社会」の構築をめざし、食育を推進しています。

本市におきましても、食育の推進は非常に重要です。幸い本市は、肥沃な大地に育った米や野菜が豊富であり、生産者と消費者のふれあうことができる環境が整っています。このような資源を生かし、市民一人ひとりが「食」について改めて意識を高め、心身ともに健康で豊かな人生を送ることができるよう、その実現に向けた取り組みを推進するために、つくばみらい市食育推進計画を策定しました。

※1 食育とは

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組みを指します。

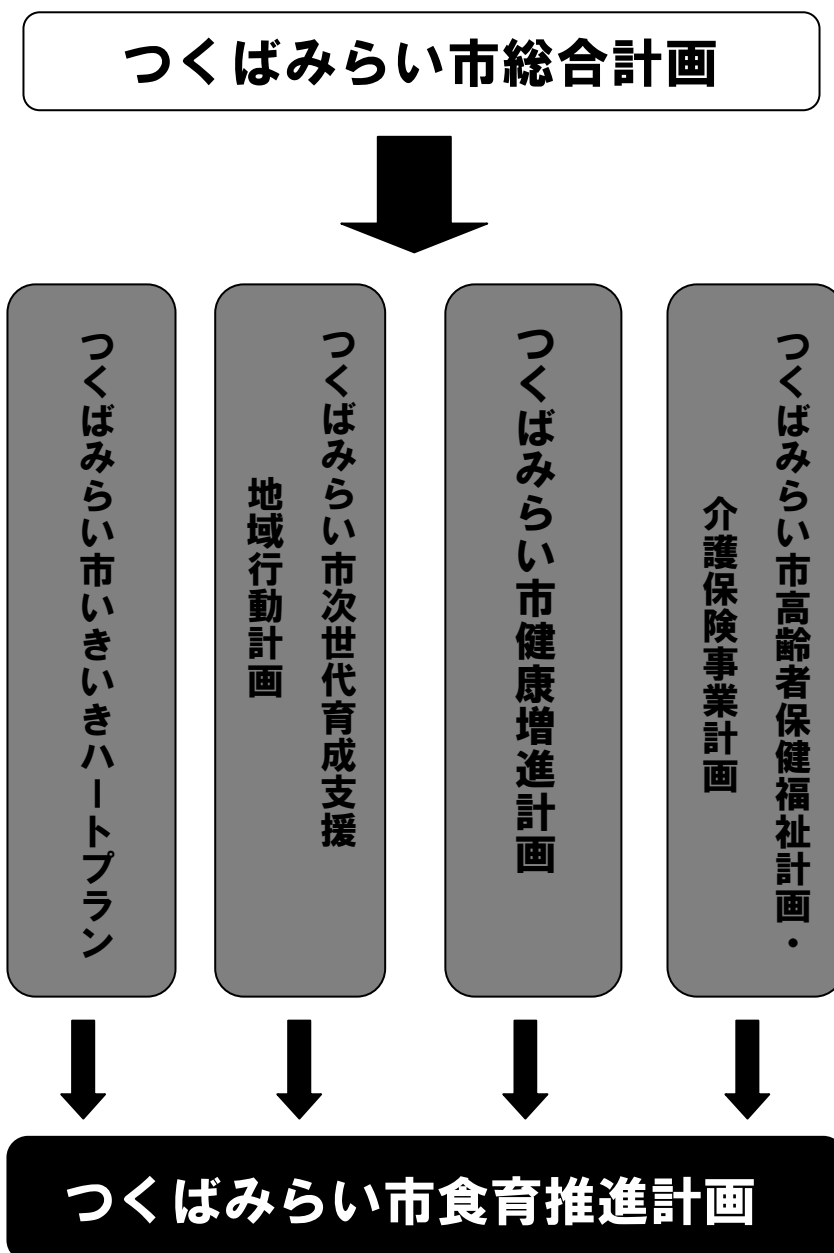
食育基本法での位置づけ

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法に基づき、国の食育推進基本計画及び茨城県食育推進計画をもとに策定しました。

この計画は、本市が策定している他の計画等との整合性を図り、市のめざす食育についての基本的な考え方を明らかにするとともに、食育を具体的に推進するための計画として位置づけます。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とし、必要に応じて見直しを行います。

